

# 廃棄物処理施設の立地等に関する基準

平成15年 4月 1日制定

平成26年 7月15日一部改正

## 第1 趣旨

この基準は「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。)第4条第3項の規定により、廃棄物処理施設の立地等に関し、必要な事項を定める。

## 第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるものとする。

## 第3 最終処分場

### 1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

ア 最終処分場(次に掲げるもののうち廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。)からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び市長が適当と認める場合を除く。

(ア) 既に設置されたもので埋立終了届が提出されていないもの

(イ) 指導要綱第4条第1項に基づく事前協議書が提出されているもの

(ウ) 市が計画中のもの

イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ウ 宅地の開発予定地(船橋市宅地開発事業指導要綱(昭和53年5月1日制定)の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの)及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

エ 土地区画整理事業の予定区域(都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの)及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を原則として含まないこと。

オ 河川、海又は湖沼からの距離はおおむね50メートル以上であること。

(2) 次に掲げる自然環境又は災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

ア 自然公園特別地域

- イ 自然環境保全地域特別地区
- ウ 鳥獣特別保護区
- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林、保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
- キ 都市計画法による住居又は商業の用に供する場所として、定められている地域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他、市長が最終処分場として不相当と認める場所

(4) 最終処分場までの使用道路の条件

- ア 幅員は大型車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 次の事項について承諾が得られること。

(1) 最終処分場予定地の土地権利原等

- ア 最終処分場予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法、跡地利用等の条件その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
- イ 最終処分場予定の土地までの搬入道路（国道、県道、市町村道及び法定外公共用道路を除く。以下同じ。）の管理者から、廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

(2) 隣接地の土地所有者等の承諾

最終処分場予定地の隣接地（公図の筆と筆で隣接している場合であっても、

最終処分場の計画区域からおおむね10メートル以上離れている場合を除く。)の土地所有者(農地の場合は耕作者を含む。)から、埋立処分する廃棄物の種類、埋立方法等について承諾が得られること。

(3) 水路等の管理者等の承諾

放流水(雨水、湧水等を除く。)がある場合は、放流地点からおおむね500メートル以内の河川、水路等の管理者(国及び地方公共団体の長が管理者の場合を除く。)、水利権者及び耕作者の団体の長の承諾が得られること。

ただし、放流水が雨水、湧水等の場合であっても、地域の特性により、承諾が必要なことがある。

3 次の事項について指示された場合には、これらを満足させることができること。

(1) 閉鎖に係る誓約及び連帯保証

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これを確実に履行することを誓約できること。なお、借地に設置する場合には、当該土地所有者等が連帯してこれを保証できること。

(2) 跡地利用

埋立終了後、生活環境保全上支障を生ずるおそれのある土地利用を行わないことについて、土地所有者の承諾が得られること。

(3) 閉鎖後の保証

事業者等及び当該土地所有者等が最終処分場の閉鎖後において、最終処分場に係る苦情等の管理(補償及び賠償を含む。)を責任を持って行うことを誓約でき、これを連帯して保証できること。

(4) その他、最終処分場の立地等について必要なこと。

## 第4 中間処理施設及び再生利用施設

### 1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

ア 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

イ 宅地の開発予定地(船橋市宅地開発事業指導要綱(昭和53年5月1日制定)の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの)を含まないこと。

ウ 土地区画整理事業の予定区域(都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの)を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

ア 自然公園特別地域

イ 自然環境保全地域特別地区

ウ 鳥獣特別保護区

- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林、保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
- キ 当該施設が、建築物又は第一種特定工作物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他市長が中間処理施設又は再生利用施設に係る土地として、不相当と認める場所

(4) 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地までの使用道路の条件

- ア 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 予定地の土地権利等について次の承諾が得られること。

- (1) 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地を使用する権利が得られ、かつ、取り扱う廃棄物の種類、中間処理方法、再生利用方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
- (2) 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

3 その他、中間処理施設又は再生利用施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

## 第5 積替・保管施設

### 1 立地環境

- (1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。
- ア 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。
  - イ 宅地の開発予定地（船橋市宅地開発事業指導要綱（昭和53年5月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）を含まないこと。
  - ウ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。
- (2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。
- ア 自然公園特別地域
  - イ 自然環境保全地域特別地区
  - ウ 鳥獣特別保護区
  - エ 緑地保全地域
  - オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
  - カ 風致地区
  - キ 保安林、保安林予定森林
  - ク 急傾斜地崩壊危険区域
  - ケ 砂防指定林
  - コ 地すべり防止区域
  - サ 海岸保全区域
- (3) 次の場所を原則として含まないこと。
- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
  - イ 郷土又は緑地環境保全地域
  - ウ 鳥獣保護区
  - エ 首都圏近郊緑地保全区域
  - オ 特定植物群落
  - カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来の土地利用計画がある区域又は場所
  - キ 当該施設が建築物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
  - ク 文化財保護を図る必要のある場所
  - ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
  - コ その他市長が廃棄物の積替・保管施設に係る土地として、不相当と認める場所
- (4) 積替・保管施設に係る土地までの使用道路の条件
- ア 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
  - イ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若し

- くは補修及び安全施設等の整備を行えること。
- 2 予定地の土地権利等について次の承諾が得られること。
    - (1) 積替・保管施設に係る予定の土地を使用する権利が得られ、かつ、取り扱う廃棄物の種類、積替・保管方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
    - (2) 積替・保管施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。
  - 3 その他、積替・保管施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

## 第6 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(平成10年6月17日改正以降)に基づき事前協議中の廃棄物処理施設については、従前の規定による。
- 3 最終処分場に係る事前協議書等の提出時において、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の指導要綱に基づき廃棄物処理施設設置届出がなされたもので埋立処分が終了していない埋立処分場(廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。)からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び市長が適当と認める場合を除く。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この基準の施行の際現に事前協議中の廃棄物処理施設の立地等に関する基準については、従前の規定による。